

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 文 書 局  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

## 目 次

### 規 則

○地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則…………… (法人団体課)	1
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (航空課)	1
○北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則…………… (地域保健課)	1
○北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 …………… (障がい者保健福祉課)	2
○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (高齢者保健福祉課)	2
○介護保険法施行細則の一部を改正する規則…………… (高齢者保健福祉課)	2
○北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭支援課)	2
○介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書 の別段の申出に関する規則を廃止する規則…………… (高齢者保健福祉課)	3

### 規 則

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第34号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成19年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及び第78条の2第2項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 法第78条の2第2項の報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

#### 北海道規則第35号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。  
附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表第2の1の表保安料の項及び別表第2の2の表保安料の項中「105円」を「250円」に改める。

別表第3の1の表管の埋設の項中「14円」を「16円」に、「15円40銭」を「17円60銭」に、

20円	22円	を	23円	25円30銭	に、「30円」を「35円」に、
-----	-----	---	-----	--------	-----------------

「33円」を「38円50銭」に、「41円」を「47円」に、「45円10銭」を「51円70銭」に、「61円」を「70円」に、「67円10銭」を「77円」に、「81円」を「93円」に、「89円10銭」を「102円30銭」に、「140円」を「160円」に、「154円」を「176円」に、「200円」を「230円」に、「220円」を「253円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第36号

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。  
別表試験検査の項中

微生物学的検査	同	同
病理学的検査	告示別表第1の病理学的検査実施料に基づき算定した額の100分の80に相当する額と1件につき255円を加算した額の合計額に100分の110を乗じて得た額（10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）	同

「

	微生物学的検査	同	同
--	---------	---	---

」に

改め、同表室内空気化学物質の項中「19,300円」を「19,400円」に、「34,600円」を「34,700円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第37号

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立精神保健福祉センター条例施行規則（昭和43年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表診断書の項中「4,400円」を「5,170円」に、「1,650円」を「2,200円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第38号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「は、」の次に「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第165条の7に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）又は」を加える。

第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項中「は、」の次に「電子情報処理組織を使用する方法又は」を加える。

第9条第2項中「は、」の次に「電子情報処理組織を使用する方法又は」を加え、同条第4項中「」を「」の次に「、介護保険法施行規則第165条の7に規定する電子情報処理組織を使用し、又は」を加える。

第10条第2項、第11条第2項、第12条第3項、第14条第3項、第15条第3項、第16条第2項、第17条第3項及び第19条第4項中「は、」の次に「電子情報処理組織を使用する方法又は」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第39号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成11年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を削り、第5条を第3条とし、第5条の2から第7条までを削り、第8条を第4条とし、第9条から第12条までを削る。

第13条第1項中「別記第10号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条第2項中「電磁的記録を」の次に「、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（次条第2項において「電子情報処理組織」という。）を使用し、又は」を加え、同条を第5条とする。

第14条第1項中「別記第11号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条第2項中「電磁的記録を」の次に「、電子情報処理組織を使用し、又は」を加え、同条を第6条とする。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

別記第10号様式中「第13条」を「第5条」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第11号様式中「第14条」を「第6条」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第40号

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表使用料の部健康診断料の項及び死体検案料の項中「3,100円」を「3,160円」に改め、同部予防接種料の款インフルエンザワクチンの予防接種の項中「3,560円」を「3,960円」に改め、同款インフルエンザワクチン以外の予防接種の項中「3,300円」を「3,410円」に改め、同表手数料の部文書料の款診断書の項中「4,400円」を「5,170円」に、「1,650

円」を「2,200円」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書の別段の申出に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

**北海道規則第41号**

介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書の別段の申出に関する規則を廃止する規則

介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第1項ただし書及び第13条ただし書の別段の申出に関する規則（平成18年北海道規則第6号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。